

2025 年 3 月

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「CB オープン」
繰上償還（予定）および新規販売停止のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は三井住友信託銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、ご投資いただいております「CB オープン」につきまして、同ファンドの運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、繰上償還を予定している旨の連絡がございました。

これに伴い、2025 年 4 月 8 日(火)より新規の販売を停止いたします。お取り扱いの詳細は、次頁の「新規販売停止にかかるご留意事項」をご高覧ください。

今回の繰上償還につき異議のある受益者様は、書面により異議申立てを行うことができます。繰上償還の詳細や異議お申立ての方法につきましては、同社作成のお知らせをご高覧ください。

なお、同ファンドの繰上償還にご同意いただける場合には、特段のお手続きは不要です。

受益者の皆様におかれましては、本件につきましてご理解を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（電話番号：0120-668001、受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を除く））までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

また、同ファンドの償還金をお受け取りになられた受益者様が、所定の期間内に当社取り扱いの投資信託を新たにご購入いただく場合は、お申込手数料が無料となる「償還乗換優遇制度」をご利用いただけます。今後のスケジュールおよび「償還乗換優遇制度」の詳細については、次項をご参照ください。

なお、繰上償還が予定どおりに決定した場合には、再度のご連絡はいたしかねますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後とも三井住友信託銀行をご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

<今後のスケジュール（予定）>

新規販売停止日	2025 年 4 月 8 日（火）
自動購入プラン引落とし最終日	2025 年 5 月 9 日（金）
解約申込受付最終日	2025 年 6 月 10 日（火）
繰上償還予定日	2025 年 6 月 11 日（水）
償還金の入金予定日	2025 年 6 月 12 日（木）

<新規販売停止にかかるご留意事項>

1. 新規販売停止する日

2025 年 4 月 8 日（火）

- ご購入をご希望の場合は、2025 年 4 月 7 日（月）までにご注文手続きを完了する必要があります。ご注文締切時間は、店頭・インターネットバンキング共に 15 時です。
- 解約のお申し込みは、2025 年 6 月 10 日（火）まで承っております。
- 累投コースを選択されている場合は、引き続き、分配金支払い時に再投資が行われます。

2. 自動購入プランについて

自動購入プランをご利用中の場合は、毎月の自動購入を継続いたします。

2025 年 4 月 8 日（火）以降、自動購入プランの新たなお申し込み・増額を承ることはできません。自動購入プランの最終引落日は、2025 年 5 月 9 日（金）です。

3. コース変更

「一般コース」と「累投コース」間のコース変更のお手続きは、2025 年 4 月 8 日（火）以降も店頭にて引き続き承ります。

<償還乗換優遇制度のご案内>

1. 対象商品

当社取り扱いの投資信託（ただし、お申込手数料が無料の投資信託を除きます）

2. 対象金額

普通預金口座に入金される同ファンドの償還金額

3. 対象期間（償還乗換優遇制度をご利用いただける購入申込期間）

2025 年 6 月 12 日（木）～2025 年 9 月 30 日（火）※

※ 基準価額決定日が 2025 年 9 月 30 日（火）までの購入申込が対象です。

4. 注意事項

お手続きの際は、あらかじめお取引窓口へ償還乗換優遇制度をご利用の旨お申し出ください。

なお、以下の場合は「償還乗換優遇制度」をご利用いただけませんので、ご注意ください。

- ・インターネットバンキングでお手続きをされる場合
- ・投資信託自動購入プランをご利用の場合
- ・「三井住友信託銀行トータルソリューションパック」をご利用の場合
（その他のキャンペーンもご利用いただけない場合がございます）

本件に関してご不明点などございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

2025 年 2 月 28 日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

CB オープン
繰上償還に関する手続き実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「CB オープン」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、繰上償還に関する手続きを実施させていただきます。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

CB オープン

2. 繰上償還に関する手続きを実施する理由

本ファンドの主要投資対象であるわが国のCB(転換社債)につきましては、市場規模の縮小により取引コストが上昇していることや銘柄選定時において投資候補銘柄を確保することが困難となる状況が想定されます。そうしたことを踏まえ、今後本ファンドの基本方針に沿った運用が困難になる事態が想定されることから、運用を継続するよりも、ご資金を返還の方が受益者様にとって有利である※との結論に至ったため、繰上償還手続きを実施する方針といたしました。

※ 本ファンドの約款第45条第1項に定める「この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」に該当する状態であると判断しております。

3. 手続きおよび日程

2025年4月7日に繰上償還に関する可否決定を行い、2025年6月11日付で繰上償還を行う予定です。なお、下表の異議申立期間中に異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数の合計が、公告日(2025年3月3日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が決定いたします。

日付	内容
2025年3月3日	公告日(対象受益者の確定日※)
2025年3月3日 ~ 2025年4月3日	異議申立期間
2025年4月7日	繰上償還の可否決定日 【可決の場合】募集最終日
2025年4月11日 ~ 2025年4月30日	買取請求期間
2025年6月11日	繰上償還日【予定】

※公告日(2025年3月3日)時点の受益者様が、繰上償還に関する異議申立ての権利を有する対象受益者となります。なお、2025年3月3日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2025年2月28日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、異議申立ての権利はございません。

以上